

秋田市告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項、第115条の2第1項および第115条の22第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条、第115条の10および第115条の30の規定により告示する。

令和6年5月7日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在 地	指定の年月日	サービスの 種 類
医療法人 杏仁会	特定施設サー ビス付き高齢 者向け住宅ひ かり	秋田市桜一丁 目9番13号	令和6年5月1日	特定施設入 居者生活介 護、介護予 防特定施設 入居者生活 介護
株式会社 トワ・プ ール	介護支援セン ターあるく	秋田市保戸野 千代田町13番 1号 セレク トビル2階	令和6年5月1日	居宅介護支 援
社会医療 法人明和 会	中通ケアプラ ンセンター	秋田市中通五 丁目9番22号	令和6年5月1日	介護予防支 援